

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
水上村	湯山地区 (馬場・北目・湯山覚井・神揚・高澄・舟石・本野)	令和4年3月25日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	231.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	189.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	55.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.1ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

湯山地区は水上村の南東に位置している。農地利用について、高齢化や担い手不足は他の地域同様に懸念され、担い手の確保が不十分である。耕作を継続していきたいが、体力的・経済的に農地や農道・水路等の維持管理が負担になっている経営体が多い。地域における中心経営体である認定農業者・認定新規就農者及びその他農業者だけで担っていくのは困難であるため、地域の担い手を育成確保しながら、村内の農業者・法人・集落組織等にも協力していただく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

馬場地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、認定新規就農者、その他中心経営体14経営体で担っていき、地域で受け入れできない場合は、地区以外の経営体の受入れを促進することにより対応していく。

北目地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、認定新規就農者、その他中心経営体20経営体で担っていき、地域で受け入れできない場合は、地区以外の経営体の受入れを促進することにより対応していく。

湯山覚井地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者6経営体が担うほか、認定新規就農者1経営体、その他中心経営体31経営体で担っていき、地域で受け入れできない場合は、地区以外の経営体の受入れを促進することにより対応していく。

神揚地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、認定新規就農者1経営体、その他中心経営体15経営体で担っていき、地域で受け入れできない場合は、地区以外の経営体の受入れを促進することにより対応していく。

高澄地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、認定新規就農者2経営体、その他中心経営体16経営体で担っていき、地域で受け入れできない場合は、地区以外の経営体の受入れを促進することにより対応していく。

舟石地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、認定新規就農者、その他中心経営体25経営体で担っていき、地域で受け入れできない場合は、地区以外の経営体の受入れを促進することにより対応していく。

本野地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者7経営体が担うほか、認定新規就農者2経営体、その他中心経営体28経営体で担っていき、地域で受け入れできない場合は、地区以外の経営体の受入れを促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。